

平成 23 年 7 月 11 日

全国重症心身障害児（者）を守る会

各支部長 様  
各運動推進委員 様  
各ブロック事務局長 様  
法人常任理事会会員 様

全国重症心身障害児（者）を守る会

会 長 北浦 雅子

「障害者虐待防止法」及び「介護職員等による  
たんの吸引等の実施」について（情報提供）

平成 23 年 6 月 17 日に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が成立し、また同年 6 月 22 日には「介護サービスの基盤整備強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（以下「介護保険法の一部改正」という。）が公布されましたので、若干の説明を加えて情報提供します。

おって、この情報は当会のホームページにも掲載しておりますことをお知らせします。

## 記

### I. 障害者虐待防止法の概要

#### （1）障害者虐待の定義

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害福祉施設従事者による障害者虐待
- ③使用者（障害者を雇用する事業主）による障害者虐待

#### （2）虐待の定義

- ①障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ②障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他障害者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。
- ④障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、又は養護者以外の同居人・他の障害者・他の使用者による①～③に掲げる行為と同様の行為を放置してお

くこと。

⑤障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(3) 虐待防止施策

①障害者に対する虐待の禁止

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならないことが規定されました。

②障害者虐待に係る通報等

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

③障害者虐待の防止等のための措置

障害者福祉施設の設置者及び使用者は、職員の研修の実施、虐待に関する家族からの苦情の処理の体制整備など障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(4) その他

市町村・都道府県は、「市町村障害者虐待センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」を設置し、障害者虐待対応窓口となる機能を果たす。

(5) 施行時期

平成 24 年 10 月 1 日

(詳細は、別添資料 1 を参照してください。)

## 2. 介護保険法等の一部を改正する法律の概要

介護保険法の一部改正に関連して、社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され、介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等も実施できるようになりました。

(1) 対象となる介護職員等の範囲

① 介護福祉士

介護福祉士

(介護福祉士の養成課程において、たんの吸引等に関する基本研修と実地研修を受講することによりたんの吸引等が実施可能となります。)

② 介護福祉士以外の介護職員等

ホームヘルパー、生活支援員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員等

(2) 研修

介護福祉士以外の介護職員等は、一定の研修を終了し都道府県知事が認定した者が、一定の条件のもとにたんの吸引等を行うことができることとなります。

(3) 登録事業者

事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者（事業所）は、都道府県に登録をする。（医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保等登録の要件をクリアーできる事業者）

（４）対象となる施設・事業所等の例

介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）、障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）、在宅（訪問看護、重度訪問介護等）、特別支援学校

※医療機関（重症心身障害児施設を含む）は対象外

（５）重症心身障害児者関係施設又は事業の取扱い

①重症心身障害児（者）通園事業は、たんの吸引等を実施できる事業となります。

②重症心身障害児施設は、医療機関であり所定の看護職員が配置されていることなどから、対象施設から除外されましたが、諸般の意見もあり、今後の検討課題とされました。

（６）施行時期

平成 24 年 4 月 1 日

（詳細は、別添資料 2 を参照してください。）